

確定申告のお知らせ

確定申告受付日程表

実施日	会場
2月7日(水)	茂草町内会館
2月8日(木)	清部生活改善センター
2月9日(金)	ふれあい交流センター
2月13日(火)	大磯町内会館
2月14日(水)	パートナーシップランド
2月15日(木)	漁民センター
2月19日(月)	館浜体験交流センター
2月20日(火)	交流の里づくり館
2月21日(水)	白神寿の家
2月26日(月)	小島地区基幹集落センター
2月27日(火)	大沢老人憩の家
2月28日(水)	札前生活改善センター
2月29日(木)	朝日寿の家
3月1日(金)	静浦町内会館
3月4日(月)	パートナーシップランド
3月5日(火)	月島福祉の家
3月7日(木)	町民総合センター（2階 講義室）
3月8日(金)	
3月10日(日)	松前町役場（1階 応接スペース）

申告受付期間
2月7日(水)～
3月10日(日)
 受付時間
10:00～15:00

令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告と令和6年度の町道民税の申告の受付を行います。
 申告は、住民税を算出するうえでの基礎となるだけではなく、医療保険や介護保険などの公的サービスを受ける際の基準になりますので、忘れずに申告しましょう。
 また、住所に関係なく、どこの会場でも申告することができます。

申告に関するお問い合わせ先

- ▶ 函館税務署 個人課税第一部門
☎0138-31-3741
- ▶ 役場 税務課 ☎42-2622

申告に必要なもの

忘れずに持参してください。

- 口座番号がわかるもの
- 令和5年中の収入がわかる伝票、源泉徴収票、領収書、賃金精算書、収支決算の帳簿など
- マイナンバーカード、通知カードなどマイナンバーが確認できるもの（申告者本人と扶養親族全員分）
- 運転免許証、保険証など本人確認ができるもの
- 医療費控除のある方は、あらかじめ控除明細書（役場または各支所に設置）を記載しておいてください。
- 社会保険料などの支払額が確認できるもの（領収書、国民年金保険料控除証明書など）
- 生命保険料や地震保険料払込証明書、寄付金の受領書など
- 税務署から確定申告に関する書類が送付された方は、必ず持参してください。

申告をしない場合

▼申告をすることにより、該当する各種控除(事業専従者控除、扶養控除、社会保険料控除など)を受けられますが、申告をしない場合はこれらの控除は受けられない場合があります。

▼国民健康保険加入者が申告をしない場合は税額の軽減も受けられない場合があります。

※「不申告等に関する過料」を課せられる場合がありますので、ご注意ください。

申告の必要がない方

▼令和5年中の所得が給与だけの方で、ほかに収入がなく年末調整をしている方

▼年金収入のみで、年金から所得税が源泉徴収されていない方

風力や太陽光の発電事業者に、土地を売却または賃貸している方

土地を売却した場合は譲渡所得が、賃貸した場合は不動産所得が生じます。

次のものを持参して税務署または役場税務課へご相談ください。

▼事業者との契約書
▼土地売却代金や賃貸料の受領がわかるもの(通帳など)

▼土地費用(購入費用や測量費用など)

白色申告者の 記帳・帳簿書類の保存

個人で、事業や不動産貸付などを行っている方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。

対象となる方

個人の白色申告者のうち、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行っている方

記帳する内容

売上などの収入金額、仕入れや必要経費に関する次の事項

- ・取引の年月日
 - ・売上先、仕入先、その他の相手方の名称及び金額
 - ・日々の売上げ、仕入れの合計金額
 - ・必要経費の金額
- など

帳簿書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほかに、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類も5年間保存しなければなりません。

函館税務署からのお知らせ

確定申告は

マイナンバーカードとスマホでさらに便利に!

国税庁ホームページでは、マイナンバーカードとスマホを使って、所得税・消費税の申告書を作成し、e-Taxで提出することができます。

e-Taxで提出すると

次のようなメリットがありますので、ぜひご利用ください。

メリット

- ▼還付金の早期還付
 - ▼確定申告期間中(2月16日(金)～3月15日(金))に24時間利用が可能
 - ※メンテナンス期間は除きます。
 - ▼保存データの活用による翌年申告の簡略化
- など

仕入税控除の方式として

インボイス制度が

開始されました

インボイス発行事業者は、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

個人事業者の方の申告期限(令和5年分)は、令和6年4月1日(月)ですので、忘れずに手続きをお願いします。

※インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間について、消費税の納付税額を売上税額の2割とすることができ、特例が設けられています。

詳しくはこちら

国税庁HP

問 函館税務署

☎ 0138-31-3171

詳しくはこちら



国税庁HP